

令和5年11月28日開会

むつ市議会第258回定例会提案理由

ただいま上程されました18議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第84号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市の重要施策の実現に向けた取組を加速させるとともに、より効率的な組織体制を構築するため、企画政策部を政策推進部に、民生部、福祉部及び健康づくり推進部を市民生活部及び健康福祉部に、経済部を産業政策部に、それぞれ再編するものであります。

次に、議案第85号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み市職員の給料月額等を改定し、及び会計年度任用職員に勤勉手当を支給するためのものであります。

次に、議案第86号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第87号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、特別職職員等の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第88号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、特定新型インフルエンザ等から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に特殊勤務手当を支給し、並びに家畜伝染病の防疫作業のうち心身に著しい負担を与えると認められるものに従事した場合に支給する特殊勤務手当の支給額を引き上げるほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第89号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税の減額につ

いて規定するため、所要の条文整備をするものであります。

次に、議案第90号 財産の取得についてであります。本案は、むつ市役所本庁舎に除雪ドーザを配備するためのものであります。

次に、議案第91号から議案第95号までの指定管理者の指定についてであります。これら5議案は、むつ市海と森ふれあい体験館、むつ市心身障害者ふれあいの家、地方卸売市場大畑町魚市場、むつ市奥薬研修景公園外1施設及びむつ市水川目地区堆肥センターの管理について、指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第96号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、議員のうちから選任する監査委員に浅利竹二郎氏を選任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第97号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。本案は、本年12月25日をもって任期が満了となります黒木和之氏を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第98号 令和5年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、3億9,306万1,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、436億2,141万6,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。各款にわたり職員の給与改定、配置替え等に伴う人件費の増減調整をしております。

総務費には、国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行するための地方公共団体情報システム標準化事業費のほか、人事給与システム更新事業費及び法令改正に伴う住民情報システム等の改修事業費を計上しております。

民生費には、前年度の生活保護費国庫負担金等の精算に伴う返還金を計上しております。

農林水産業費には、中国による日本産水産物の輸入停止措置及び物価

高騰の影響を受けているホタテを扱う水産事業者を支援するため、冷凍ベビーホタテ消費拡大対策学校給食活用事業費及びホタテガイ養殖業物価高騰緊急対策支援金を計上しております。

商工費には、海外における陸奥湾産ホタテ加工品の販路開拓・拡大を図るため、むつ市^{ハオツタータシヤンヘイ}好吃的扇貝！台湾プロモーション推進事業費を計上しております。

土木費では、宇田児童公園トイレ新築工事における入札不調による設計内容の見直しに伴い、都市公園ストック再編事業費を増額しております。

次に、歳入についてであります。国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上し、市債では事業との関連において借入見込額を増額しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、道路整備事業、都市公園ストック再編事業及び金谷都市拠点地区都市構造再編集集中支援事業について、繰越明許費を設定しておりますほか、放課後児童健全育成事業、市道等維持事業及びむつ市海と森ふれあい体験館外3施設の指定管理料について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第99号 令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本案は、介護保険制度の改正による介護保険事務処理システムの改修等に伴う682万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、69億291万8,000円となります。

次に、議案第100号 令和5年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、職員の配置替え等に伴う人件費の増減調整及び修繕費の増加に伴い補正するもので、収益的支出において2,123万8,000円を増額しております。

次に、議案第101号 令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算についてであります。本案は、燃油価格の高騰に伴う電気料金の増加等

により、収益的収入及び支出において、支出では1,370万1,000円を、収入では1,245万4,000円をそれぞれ増額しておりますほか、資本的収入では1,245万4,000円を減額しております。

以上をもちまして、上程されました18議案について、その大要を申し上げますが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決及び御同意賜りますようお願い申し上げます。

令和5年11月28日開会

むつ市議会第258回定例会議案

目 次

議案第 84号	むつ市部設置条例の一部を改正する条例	5
議案第 85号	むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	7
議案第 86号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第 87号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第 88号	むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第 89号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	31
議案第 90号	財産の取得について (除雪ドーザ(14t級))	35
議案第 91号	指定管理者の指定について (むつ市海と森ふれあい体験館)	37
議案第 92号	指定管理者の指定について (むつ市心身障害者ふれあいの家)	39
議案第 93号	指定管理者の指定について (地方卸売市場大畑町魚市場)	41
議案第 94号	指定管理者の指定について (むつ市奥薬研修景公園外1施設)	43
議案第 95号	指定管理者の指定について (むつ市水川目地区堆肥センター)	45
議案第 96号	むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて	47
議案第 97号	むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	49
議案第 98号	令和5年度むつ市一般会計補正予算	51
議案第 99号	令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算	53
議案第 100号	令和5年度むつ市水道事業会計補正予算	55
議案第 101号	令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算	57

議案第 84 号

むつ市部設置条例の一部を改正する条例

むつ市部設置条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

市の重要施策の実現に向けた取組を加速させるとともに、より効率的な組織体制を構築するため、企画政策部を政策推進部に、民生部、福祉部及び健康づくり推進部を市民生活部及び健康福祉部に、経済部を産業政策部に、それぞれ再編するものである。

むつ市部設置条例の一部を改正する条例

むつ市部設置条例（昭和61年むつ市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 政策推進部

第1条第4号から第7号までを次のように改める。

(4) 市民生活部

(5) 健康福祉部

(6) 子どもみらい部

(7) 産業政策部

第1条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第2条第1号中ケをコとし、クをケとし、同号キ中「電子情報システム」を「デジタル化」に改め、同号キを同号クとし、同号カの次に次のように加える。

キ 市政の広報に関すること。

第2条第2号中「企画政策部」を「政策推進部」に改め、同号カ中「広報及び」を削り、同号に次のように加える。

ク 交通政策に関すること。

第2条第4号中「民生部」を「市民生活部」に改め、同号中カをケとし、イからオまでをオからクまでとし、アの次に次のように加える。

イ 国民健康保険に関すること。

ウ 後期高齢者医療に関すること。

エ 国民年金に関すること。

第2条第5号中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同号に次のように加える。

ウ 保健に関すること。

第2条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「経済部」を「産業政策部」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とし、同条第10号ア中「公共工事」を「建築工事」に改め、同号イ中「建築」を「土木工事」に改め、同号を同条第9号とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 85 号

むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

むつ市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み市職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに会計年度任用職員に勤勉手当を支給するためのものである。

むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(むつ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100分の100」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600

42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		

	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600	382,500			
	95		296,200	344,100	382,900			
	96		296,600	344,500	383,300			
	97		296,800	344,700	383,600			
	98		297,100	345,100	384,100			
	99		297,500	345,500	384,500			
	100		297,900	345,800	384,900			
	101		298,100	346,100	385,200			
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条から第23条の3までの規定により給与を受ける職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
定年前	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
再任用	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
短時間	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
勤務職	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
員以外	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
の職員	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200

40	221, 500	252, 100	282, 100	310, 500	356, 800
41	222, 400	253, 000	283, 200	312, 100	358, 000
42	223, 200	253, 800	284, 600	313, 700	359, 100
43	224, 000	254, 600	286, 000	315, 300	360, 300
44	224, 900	255, 400	287, 300	316, 800	361, 500
45	225, 800	256, 200	288, 600	317, 700	362, 500
46	226, 700	257, 400	290, 200	319, 100	363, 300
47	227, 600	258, 600	291, 700	320, 600	364, 300
48	228, 500	259, 700	293, 100	322, 200	365, 400
49	229, 200	261, 000	294, 300	323, 600	366, 400
50	230, 100	262, 300	295, 800	324, 900	367, 400
51	231, 000	263, 400	297, 100	326, 100	368, 400
52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300
53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100
54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900
55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800
56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600
57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100
58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900
59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700
60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500
61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900
62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600
63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300
64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900
65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300
66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900
67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600
68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200
69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600
70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100
71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600
72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100
73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700
74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200
75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800
76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400
77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200
83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400
86		290, 700	326, 500	347, 300	388, 900
87		290, 900	326, 700	347, 600	389, 300

	88		291,100	327,000	347,900	389,700
	89		291,500	327,400	348,300	390,100
	90		291,700	327,800	348,600	390,600
	91		291,900	328,200	349,000	391,000
	92		292,100	328,600	349,300	391,400
	93		292,500	328,900	349,700	391,800
	94		292,700	329,100	350,000	
	95		292,900	329,500	350,300	
	96		293,200	329,800	350,600	
	97		293,500	330,000	350,900	
	98		293,700	330,300	351,300	
	99		293,900	330,600	351,700	
	100		294,200	330,900	352,100	
	101		294,500	331,100	352,600	
	102		294,700	331,400	353,000	
	103		294,900	331,800	353,400	
	104		295,200	332,000	353,800	
	105		295,500	332,200	354,300	
	106			332,400		
	107			332,800		
	108			333,000		
	109			333,200		
	110			333,600		
	111			334,000		
	112			334,400		
	113			334,600		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100

備考 この表は、栄養士及び歯科衛生士に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
定年前	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
再任用	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
短時間	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
勤務職	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
員以外	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
の職員	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800

43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400

91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			

	139	302,600	333,500			
	140	302,900	333,900			
	141	303,100	334,200			
	142	303,500	334,600			
	143	303,900	334,900			
	144	304,200	335,300			
	145	304,400	335,600			
	146	304,600	336,000			
	147	304,900	336,400			
	148	305,300	336,800			
	149	305,500	337,100			
	150	305,700	337,500			
	151	306,000	337,900			
	152	306,300	338,300			
	153	306,700	338,600			
	154	306,900				
	155	307,100				
	156	307,400				
	157	307,700				
	158	308,000				
	159	308,300				
	160	308,600				
	161	309,000				
	162	309,300				
	163	309,600				
	164	309,900				
	165	310,300				
	166	310,600				
	167	310,900				
	168	311,200				
	169	311,600				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3 (第3条関係)

教 育 行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円
	1	193,400	303,200	408,500
	2	195,500	305,800	410,000
	3	197,600	308,600	411,500
	4	199,800	311,000	412,900
	5	201,900	313,300	414,200
	6	204,000	315,400	415,600
	7	206,100	317,500	417,000
	8	208,200	319,600	418,400
	9	210,400	321,600	419,800
	10	212,800	323,800	421,200
	11	215,100	326,100	422,600
	12	217,300	328,400	423,900
定年前	13	219,700	330,600	425,200
再任用	14	221,400	332,400	426,600
短時間	15	222,900	334,200	428,000
勤務職	16	224,400	335,900	429,400
員以外	17	226,100	337,600	430,600
の職員	18	227,400	339,600	431,900
	19	228,600	341,600	433,100
	20	229,900	343,600	434,400
	21	231,600	345,600	435,500
	22	233,300	347,200	436,700
	23	235,000	348,800	438,000
	24	236,600	350,300	439,300
	25	238,100	351,800	440,600
	26	240,100	353,600	441,800
	27	242,000	355,300	442,800
	28	243,900	357,000	443,900
	29	245,600	358,600	445,100
	30	248,000	360,200	445,900
	31	250,400	361,800	446,700
	32	252,800	363,300	447,600
	33	255,200	364,600	448,500
	34	257,600	366,100	449,000
	35	259,900	367,600	449,500
	36	262,100	369,300	450,000
	37	264,300	371,000	450,500
	38	266,500	372,500	
	39	268,900	373,800	
	40	271,000	375,200	

41	273,300	376,300
42	275,600	377,700
43	277,800	379,100
44	279,900	380,600
45	282,000	382,000
46	284,200	383,600
47	286,300	385,100
48	288,200	386,600
49	290,300	387,900
50	292,000	389,400
51	293,800	390,800
52	295,500	392,100
53	296,800	393,300
54	298,800	394,600
55	300,700	395,700
56	302,700	396,800
57	304,700	398,000
58	306,800	399,200
59	309,000	400,400
60	311,200	401,600
61	313,300	402,700
62	315,600	403,700
63	317,800	405,000
64	319,900	406,200
65	322,000	407,400
66	323,500	408,500
67	325,000	409,600
68	326,500	410,700
69	328,200	411,700
70	330,200	412,900
71	332,200	414,100
72	334,100	415,300
73	335,900	415,900
74	337,900	416,700
75	339,800	417,400
76	341,700	417,900
77	343,400	418,200
78	345,200	418,600
79	346,900	419,000
80	348,600	419,400
81	350,400	419,700
82	352,100	420,100
83	353,500	420,500
84	355,100	420,800
85	356,300	421,100
86	357,900	421,500
87	359,400	421,900
88	360,900	422,200

89	362, 200	422, 500
90	363, 500	422, 800
91	364, 800	423, 100
92	366, 200	423, 300
93	367, 600	423, 500
94	368, 900	
95	370, 100	
96	371, 200	
97	372, 200	
98	373, 200	
99	374, 200	
100	375, 100	
101	375, 900	
102	376, 900	
103	377, 800	
104	378, 700	
105	379, 500	
106	380, 400	
107	381, 300	
108	382, 200	
109	383, 000	
110	384, 000	
111	384, 900	
112	385, 800	
113	386, 400	
114	387, 300	
115	388, 200	
116	389, 100	
117	389, 900	
118	390, 600	
119	391, 400	
120	392, 200	
121	392, 800	
122	393, 600	
123	394, 300	
124	395, 000	
125	395, 600	
126	396, 300	
127	396, 800	
128	397, 400	
129	398, 100	
130	398, 700	
131	399, 200	
132	399, 700	
133	400, 000	
134	400, 300	
135	400, 600	
136	400, 900	

	137	401,200		
	138	401,500		
	139	401,800		
	140	402,100		
	141	402,400		
	142	402,700		
	143	403,000		
	144	403,300		
	145	403,500		
	146	403,800		
	147	404,100		
	148	404,300		
	149	404,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		272,100 円	325,500 円	406,600 円

備考 この表は、教育委員会事務局等に勤務する指導主事のうち公立学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。

第2条 むつ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」を「100分の97.5」に改める。

第23条の2第1項及び第23条の3第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年むつ市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第9条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年むつ市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項及び第23条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで及び附則第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 むつ市職員の育児休業等に関する条例(平成4年むつ市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用

職員を除く。)」を削る。

議案第 86 号

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

市長、副市長、教育委員会教育長及び公営企業管理者の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市特別職職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 87 号

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年むつ市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 88 号

むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

特定新型インフルエンザ等から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に特殊勤務手当を支給し、並びに家畜伝染病の防疫作業のうち心身に著しい負担を与えると認められるものに従事した場合に支給する特殊勤務手当の支給額を引き上げるほか、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成6年むつ市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第6条を削る。

第7条第1項第1号中「。以下「感染症」という」を削り、「場所」の次に「若しくは飲食物、衣類、寝具その他の物件」を、「消毒作業」の次に「又はねずみ族、昆虫等の駆除作業（これらの作業のうち次号の作業を除く。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で市長が定めるもの

第7条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第2項中「作業に従事した日1日につき300円」を「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第6条とする。

(1) 前項第1号及び第3号の作業 作業に従事した日1日につき300円（同号の作業のうち家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他市長が定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却、汚染物品の焼却、埋却若しくは消毒又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合は、作業に従事した日1日につき600円）

(2) 前項第2号の作業 作業に従事した日1日につき4,000円

第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税の減額について規定するため、所要の条文整備をするものである。

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産

被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のむつ市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第90号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

除雪ドーザを、むつ市役所本庁舎に配備するためのものである。

1 取得する財産
物品

品 名	数 量
除雪ドーザ（14t級）	1台

- 2 契約の相手方 むつ市南赤川町15番16号
 コマツカスタマーサポート株式会社
 東北カンパニー十和田支店建機むつ営業所
 所長 相馬将彦
- 3 取得価格 23,430,000円
- 4 取得の目的 むつ市役所本庁舎に車両を配備する。
- 5 契約の方法 指名競争入札

議案第91号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市海と森ふれあい体験館

2 指定管理者として指定する団体

むつ市川内町川内477番地

特定非営利活動法人シェルフオレスト川内

理事長 内 田 征 吾

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第92号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市心身障害者ふれあいの家

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大畑町湊村82番地3

一般社団法人りあん

理事長 中 面 直 美

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第93号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

地方卸売市場大畑町魚市場

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大畑町湊村191番地

大畑町漁業協同組合

代表理事組合長 田 高 利 美

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第94号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市奥薬研修景公園

むつ市営薬研温泉露天風呂

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大畑町本町80番地94

大信産業有限会社

代表取締役 畑 中 祐美子

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第95号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市水川目地区堆肥センターの指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市水川目地区堆肥センター

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大字関根字水川目138番地

農事組合法人水川目酪農

組合長 川 端 努

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第96号

むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて

むつ市監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

議員 あさ 浅 り 利 たけ 竹 じ 二 ろう 郎

提案理由

議員のうちから選任する監査委員について、同意を求めるものである。

議案第97号

むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市教育委員会の委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

くろ き かず ゆき
黒 木 和 之

提案理由

むつ市教育委員会の黒木和之委員の任期が本年12月25日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第98号

令和5年度むつ市一般会計補正予算

令和5年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

議案第99号

令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算

令和5年度むつ市介護保険特別会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

議案第100号

令和5年度むつ市水道事業会計補正予算

令和5年度むつ市水道事業会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

議案第101号

令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算

令和5年度むつ市下水道事業会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

議案第98号

令和5年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和5年度むつ市一般会計補正予算

令和5年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,621,416千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山本知也

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金		104,876	3,936	108,812
	1. 負担金	104,876	3,936	108,812
15. 国庫支出金		8,526,329	3,913	8,530,242
	2. 国庫補助金	4,211,231	3,913	4,215,144
16. 県支出金		2,967,014	6,738	2,973,752
	2. 県補助金	1,292,713	6,738	1,299,451
19. 繰入金		2,333,446	340,166	2,673,612
	1. 基金繰入金	2,333,205	340,166	2,673,371
20. 諸収入		2,454,266	908	2,455,174
	4. 受託事業収入	45,346	908	46,254
21. 市債		5,969,593	37,400	6,006,993
	1. 市債	5,969,593	37,400	6,006,993
歳入合計		43,228,355	393,061	43,621,416

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		246,525	△ 1,357	245,168
	1. 議 会 費	246,525	△ 1,357	245,168
2. 総 務 費		5,116,642	45,090	5,161,732
	1. 総 務 管 理 費	4,332,314	40,787	4,373,101
	2. 徴 税 費	309,758	△ 7,447	302,311
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	196,083	8,138	204,221
	4. 選 挙 費	218,982	4,270	223,252
	5. 統 計 調 査 費	21,119	△ 77	21,042
	6. 監 査 委 員 費	38,386	△ 581	37,805
3. 民 生 費		10,837,965	256,999	11,094,964
	1. 社 会 福 祉 費	3,133,713	19,524	3,153,237
	2. 老 人 福 祉 費	1,298,533	17,880	1,316,413
	3. 児 童 福 祉 費	3,945,833	77,587	4,023,420
	4. 生 活 保 護 費	2,457,386	142,008	2,599,394
4. 衛 生 費		6,238,625	△ 32,666	6,205,959
	1. 保 健 衛 生 費	2,261,360	△ 32,374	2,228,986
	2. 清 掃 費	3,977,265	△ 292	3,976,973
6. 農 林 水 産 業 費		755,295	66,183	821,478
	1. 農 業 費	215,731	34,983	250,714
	2. 畜 産 業 費	116,727	3,476	120,203
	3. 林 業 費	78,272	263	78,535
	4. 水 産 業 費	344,565	27,461	372,026
7. 商 工 費		978,037	△ 10,683	967,354
	1. 商 工 費	978,037	△ 10,683	967,354
8. 土 木 費		3,481,808	11,325	3,493,133
	1. 土 木 管 理 費	313,008	△ 3,768	309,240
	2. 道 路 橋 り よ う 費	1,069,642	279	1,069,921
	5. 都 市 計 画 費	546,068	11,834	557,902
	6. 住 宅 費	1,532,385	2,980	1,535,365
10. 教 育 費		3,514,894	58,170	3,573,064
	1. 教 育 総 務 費	614,581	17,751	632,332
	2. 小 学 校 費	395,422	1,930	397,352
	3. 中 学 校 費	360,690	2,130	362,820
	4. 社 会 教 育 費	786,990	25,927	812,917
	5. 保 健 体 育 費	1,357,211	10,432	1,367,643
歳 出 合 計		43,228,355	393,061	43,621,416

第2表

繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路整備事業（浜通線融雪溝整備事業）	88,300千円
8. 土木費	5. 都市計画費	都市公園ストック再編事業	44,692千円
8. 土木費	5. 都市計画費	金谷都市拠点地区都市構造再編集中支援事業	49,221千円

第3表

債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
むつ市心身障害者ふれあいの家指定管理料	令和6年度から 令和8年度まで	11,097千円
放課後児童健全育成事業業務委託料	令和5年度から 令和8年度まで	465,156千円
むつ市奥薬研修景公園、むつ市営業研温泉露天風呂指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	51,248千円
市道等維持事業	令和5年度から 令和6年度まで	46,402千円
むつ市海と森ふれあい体験館指定管理料	令和6年度から 令和8年度まで	30,039千円

第4表

地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう整備 公園施設整備	千円 387,200 24,200	普通貸借	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式による 借り入れに おいては当 該見直し後 の利率)	借入先融資 条件による	千円 414,100 34,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
変更後の累計	5,969,593				6,006,993			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,824,046	0	5,824,046
2. 地 方 譲 与 税	243,000	0	243,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	0	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	20,000	0	20,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,000	0	21,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	72,000	0	72,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,363,000	0	1,363,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	0	14,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,980	0	80,980
10. 地 方 特 例 交 付 金	39,001	0	39,001
11. 地 方 交 付 税	11,809,759	0	11,809,759
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,154	0	5,154
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	104,876	3,936	108,812
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	242,192	0	242,192
15. 国 庫 支 出 金	8,526,329	3,913	8,530,242
16. 県 支 出 金	2,967,014	6,738	2,973,752
17. 財 産 収 入	35,431	0	35,431
18. 寄 附 金	195,300	0	195,300
19. 繰 入 金	2,333,446	340,166	2,673,612
20. 諸 収 入	2,454,266	908	2,455,174
21. 市 債	5,969,593	37,400	6,006,993
22. 繰 越 金	904,968	0	904,968
歳 入 合 計	43,228,355	393,061	43,621,416

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	246,525	△ 1,357	245,168				△ 1,357
2. 総 務 費	5,116,642	45,090	5,161,732	13,313		874	30,903
3. 民 生 費	10,837,965	256,999	11,094,964	1,285		3,936	251,778
4. 衛 生 費	6,238,625	△ 32,666	6,205,959				△ 32,666
5. 労 働 費	25,694	0	25,694				
6. 農 林 水 産 業 費	755,295	66,183	821,478	29,173			37,010
7. 商 工 費	978,037	△ 10,683	967,354	4,000		34	△ 14,717
8. 土 木 費	3,481,808	11,325	3,493,133	△ 37,120	37,400		11,045
9. 消 防 費	2,715,631	0	2,715,631				
10. 教 育 費	3,514,894	58,170	3,573,064				58,170
11. 公 債 費	4,348,841	0	4,348,841				
12. 諸 支 出 金	4,943,398	0	4,943,398				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	43,228,355	393,061	43,621,416	10,651	37,400	4,844	340,166

歳入

第13款 分担金及び負担金
第1項 負担金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費負担 金	104,865	3,936	108,801	2 老人福祉費 負担金	3,936	老人ホーム入所者負担金
計	104,876	3,936	108,812			

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫 補助金	88,020	13,313	101,333	1 総務管理費 補助金	13,313	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 <u>7,142</u> デジタル基盤改革支援補助金 <u>6,171</u>
2 民生費国庫 補助金	292,588	130	292,718	1 社会福祉費 補助金	130	地域生活支援事業費補助金
4 農林水産業 費国庫補助 金	14,213	21,378	35,591	2 水産業費補 助金	21,378	多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金
5 商工費国庫 補助金	16,500	4,000	20,500	1 商工費国庫 補助金	4,000	多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金 販路拡大等支援事業・創意工夫型
6 土木費国庫 補助金	915,077	△ 32,120	882,957	1 道路橋りよ う費補助金	△ 32,120	社会資本整備総合交付金
8 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金	99,000	△ 5,000	94,000	1 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金	△ 5,000	特定防衛施設周辺整備調整交付金
11 地方創生交 付金	522,036	2,212	524,248	1 地方創生臨 時交付金	2,212	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金
計	4,211,231	3,913	4,215,144			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補 助金	486,024	1,155	487,179	1 社会福祉費 補助金	65	地域生活支援事業費補助金 <u>65</u>
				2 老人福祉費 補助金	1,090	介護施設等感染拡大防止対策事業費補助金 <u>1,090</u>

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 農林水産業 費県補助金	156,859	5,583	162,442	1 農業費補助 金	5,583	青森県畑地化促進事業費補助金
計	1,292,713	6,738	1,299,451			

第19款 繰入金

第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 財政調整基 金繰入金	748,213	340,166	1,088,379	1 財政調整基 金繰入金	340,166	財政調整基金繰入金
計	2,333,205	340,166	2,673,371			

第20款 諸収入

第4項 受託事業収入

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費受託 事業収入	9,713	874	10,587	1 総務管理費 受託事業収 入	874	電子計算業務受託事業収入
4 商工費受託 事業収入	650	34	684	1 商工費受託 事業収入	34	むつ市消費生活センター受託事業収入
計	45,346	908	46,254			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 土木債	1,763,300	37,400	1,800,700	1 道路橋りよ う債	26,900	道路橋りよう整備債 <u>26,900</u>
				3 都市計画債	10,500	公園施設整備債 <u>10,500</u>
計	5,969,593	37,400	6,006,993			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計
	43,228,355	393,061	43,621,416

歳出

第1款 議会費
第1項 議会費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 議会費	246,525	△ 1,357	245,168				△ 1,357	2 給料	△ 37	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	△ 1,458	
								4 共済費	138	
計	246,525	△ 1,357	245,168				△ 1,357			

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理 費	1,071,839	△ 1,785	1,070,054				△ 1,785	2 給料	△ 10,650	職員配置替え等により 一般職△2人
								3 職員手当 等	3,299	
								4 共済費	5,566	
7 人事管理 費	154,301	26,956	181,257				26,956	1 報酬	23,864	会計年度任用職員管理費
								3 職員手当 等	2,321	
								8 旅費	771	
14 川内庁舎 管理費	30,444	1,744	32,188				1,744	2 給料	1,596	会計年度任用職員管理費
								3 職員手当 等	148	
15 大畑庁舎 管理費	17,522	91	17,613				91	2 給料	91	会計年度任用職員管理費
16 脇野沢庁 舎管理費	20,018	288	20,306				288	2 給料	251	会計年度任用職員管理費
								3 職員手当 等	37	
18 広報費	43,344	139	43,483				139	1 報酬	125	会計年度任用職員管理費
								3 職員手当 等	14	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
22 情報管理 費	315,708	13,354	329,062	11,297		874	1,183	12 委託料	13,354	人事給与システム更新事 業費 <u>2,057</u> 住民情報システム改修事 業費 <u>5,126</u> 地方公共団体情報システ ム標準化事業費 <u>6,171</u>
計	4,332,314	40,787	4,373,101	11,297		874	28,616			

第2款 総務費
第2項 徴税費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 税務総務 費	268,911	△ 7,447	261,464				△ 7,447	2 給料	△ 4,580	職員配置替え等により 一般職△3人 <u>△ 11,077</u>
								3 職員手当 等	△ 3,780	基幹税務システム改修事 業費 <u>3,630</u>
								4 共済費	△ 2,717	
								12 委託料	3,630	
計	309,758	△ 7,447	302,311				△ 7,447			

第2款 総務費
第3項 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 戸籍住民 基本台帳 費	196,083	8,138	204,221	2,016			6,122	2 給料	4,101	職員配置替え等により 一般職1人 <u>6,122</u>
								3 職員手当 等	488	コンビニ交付システム改 修事業費 <u>2,016</u>
								4 共済費	1,533	
								12 委託料	2,016	
計	196,083	8,138	204,221	2,016			6,122			

第2款 総務費
第4項 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 選挙管理 委員会費	34,031	4,270	38,301				4,270	2 給料	2,649	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	620	
								4 共済費	1,001	
計	218,982	4,270	223,252				4,270			

第2款 総務費
第5項 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 統計調査 総務費	14,758	△ 77	14,681				△ 77	2 給料	59	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	△ 314	
								4 共済費	178	
計	21,119	△ 77	21,042				△ 77			

第2款 総務費
第6項 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 監査委員 費	38,386	△ 581	37,805				△ 581	2 給料	136	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	△ 890	
								4 共済費	173	
計	38,386	△ 581	37,805				△ 581			

第3款 民生費
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	413,981	13,221	427,202				13,221	2 給料	4,786	職員配置替え等により 一般職1人
								3 職員手当 等	3,018	
								4 共済費	5,417	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
2 障害福祉 費	2,262,394	5,707	2,268,101	195			5,512	1 報酬	231	会計年度任用職員管理費 相談支援事業費	256 5,451
								3 職員手当 等	25		
								12 委託料	950		
								22 償還金利 子及び割 引料	4,501		
5 交通安全 対策費	10,511	126	10,637				126	1 報酬	126	会計年度任用職員管理費	
9 障害支援 区分認定 審査会費	20,519	470	20,989				470	1 報酬	286	職員配置替え等により 会計年度任用職員管理費	151 319
								2 給料	91		
								3 職員手当 等	156		
								4 共済費	△ 63		
計	3,133,713	19,524	3,153,237	195			19,329				

第3款 民生費
第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
1 老人福祉 総務費	1,281,260	17,880	1,299,140	1,090		3,936	12,854	2 給料	1,397	職員配置替え等により 老人保護措置事業費 介護保険特別会計繰出金 介護施設等感染拡大防止 対策事業費補助金	5,917 4,053 6,820 1,090
								3 職員手当 等	4,043		
								4 共済費	477		
								18 負担金補 助及び交 付金	1,090		
								19 扶助費	4,053		
								27 繰出金	6,820		
								計	1,298,533		

第3款 民生費
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 児童福祉 総務費	515,093	10,767	525,860				10,767	2 給料	△ 2,719	職員配置替え等により 一般職△1人 令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティ ネット強化交付金返還金 令和4年度子ども・子育て 支援交付金返還金	△ 5,134 13,056 2,845
								3 職員手当 等	△ 2,113		
								4 共済費	△ 302		
								22 償還金利 子及び割 引料	15,901		
2 児童手当 措置費	517,141	137	517,278				137	1 報酬	123	会計年度任用職員管理費	
								3 職員手当 等	14		
6 保育所費	2,250,428	65,676	2,316,104				65,676	22 償還金利 子及び割 引料	65,676	令和4年度子どものための 教育・保育給付費等返 還金 令和3年度保育士等処遇 改善臨時特例事業費返還 金	61,859 3,817
7 キッズパ ーク管理 費	11,342	1,007	12,349				1,007	1 報酬	873	会計年度任用職員管理費	
								3 職員手当 等	134		
計	3,945,833	77,587	4,023,420				77,587				

第3款 民生費
第4項 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 生活保護 総務費	184,147	△ 6,202	177,945				△ 6,202	2 給料	△ 3,868	職員配置替え等により 一般職△4人	
								3 職員手当 等	△ 1,328		
								4 共済費	△ 1,006		
2 扶助費	2,273,239	148,210	2,421,449				148,210	22 償還金利 子及び割 引料	148,210	令和4年度生活保護費国 庫負担金返還金	
計	2,457,386	142,008	2,599,394				142,008				

第4款 衛生費
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	996,734	△ 33,005	963,729				△ 33,005	2 給料	△ 8,503	職員配置替え等により 一般職△4人
								3 職員手当 等	△ 15,504	
								4 共済費	△ 8,998	
5 母子衛生 費	95,064	461	95,525				461	1 報酬	405	会計年度任用職員管理費
								3 職員手当 等	56	
7 斎場管理 費	44,051	170	44,221				170	2 給料	130	会計年度任用職員管理費
								3 職員手当 等	40	
計	2,261,360	△ 32,374	2,228,986				△ 32,374			

第4款 衛生費
第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 清掃総務 費	44,489	△ 292	44,197				△ 292	2 給料	△ 217	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	△ 71	
								4 共済費	△ 4	
計	3,977,265	△ 292	3,976,973				△ 292			

第6款 農林水産業費
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 農業総務 費	103,898	28,221	132,119				28,221	2 給料	14,874	職員配置替え等により 一般職4人 会計年度任用職員管理費
								3 職員手当 等	6,957	
								4 共済費	6,390	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
3 農業振興 費	36,170	5,836	42,006	5,583			253	1 報酬	226	会計年度任用職員管理費 水田畑地化促進事業費補 助金	253 5,583
								3 職員手当 等	27		
								18 負担金補 助及び交 付金	5,583		
6 鳥獣対策 費	35,525	926	36,451				926	1 報酬	232	会計年度任用職員管理費	
								2 給料	637		
								3 職員手当 等	57		
計	215,731	34,983	250,714	5,583			29,400				

第6款 農林水産業費
第2項 畜産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
1 畜産総務 費	16,293	3,476	19,769				3,476	2 給料	1,030	職員配置替え等により	
								3 職員手当 等	1,140		
								4 共済費	1,306		
計	116,727	3,476	120,203				3,476				

第6款 農林水産業費
第3項 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
2 林業振興 費	14,092	22	14,114				22	2 給料	22	会計年度任用職員管理費	
3 造林費	16,394	241	16,635				241	1 報酬	218	会計年度任用職員管理費	
								3 職員手当 等	23		
計	78,272	263	78,535				263				

第6款 農林水産業費
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 水産総務 費	39,786	△ 9,262	30,524				△ 9,262	2 給料	△ 4,694	職員配置替え等により 一般職△1人
								3 職員手当 等	△ 2,573	
								4 共済費	△ 1,995	
2 水産振興 費	97,104	36,723	133,827	23,590			13,133	10 需用費	17,927	ホタテガイ養殖業物価高 騰緊急対策支援金 15,345 冷凍ベビーホタテ消費拡 大対策学校給食活用事業 費 21,378
								12 委託料	3,451	
								18 負担金補助及び交 付金	15,345	
計	344,565	27,461	372,026	23,590			3,871			

第7款 商工費
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 商工総務 費	148,051	△ 19,306	128,745				△ 19,306	2 給料	△ 10,872	職員配置替え等により 一般職△3人
								3 職員手当 等	△ 4,621	
								4 共済費	△ 3,813	
3 観光費	216,414	355	216,769				355	1 報酬	215	会計年度任用職員管理費
								2 給料	139	
								3 職員手当 等	1	
4 消費者行 政推進費	6,868	208	7,076				174	1 報酬	187	会計年度任用職員管理費
								3 職員手当 等	21	
6 産業振興 費	53,050	7,443	60,493	4,000			3,443	8 旅費	1,443	むつ市好吃的扇貝！台湾 プロモーション推進事業 費
								12 委託料	6,000	
7 北の防人 管理費	37,838	617	38,455				617	2 給料	532	会計年度任用職員管理費
								3 職員手当 等	85	
計	978,037	△ 10,683	967,354	4,000			34	△ 14,717		

第8款 土木費
第1項 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 土木総務 費	153,450	15,255	168,705				15,255	2 給料	7,593	職員配置替え等により 一般職1人
								3 職員手当 等	2,552	
								4 共済費	5,110	
2 建設総務 費	159,558	△ 19,023	140,535				△ 19,023	2 給料	△ 9,464	職員配置替え等により 一般職△3人
								3 職員手当 等	△ 6,485	
								4 共済費	△ 3,074	
計	313,008	△ 3,768	309,240				△ 3,768			

第8款 土木費
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 土木維持 費	564,549	279	564,828	△ 37,120	26,900		10,499	1 報酬	251	会計年度任用職員管理費 財源更正
								3 職員手当 等	28	
計	1,069,642	279	1,069,921	△ 37,120	26,900		10,499			

第8款 土木費
第5項 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 公園管理 費	71,673	11,834	83,507		10,500		1,334	2 給料	125	会計年度任用職員管理費 都市公園ストック再編事 業費
								3 職員手当 等	17	
								14 工事請負 費	11,692	
計	546,068	11,834	557,902		10,500		1,334			142 11,692

第8款 土木費
第6項 住宅費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 住宅総務 費	38,261	2,980	41,241				2,980	2 給料	337	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	2,515	
								4 共済費	128	
計	1,532,385	2,980	1,535,365				2,980			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
2 事務局費	268,289	14,657	282,946				14,657	1 報酬	1,652	職員配置替え等により 一般職△1人	13,005
								2 給料	△ 154	会計年度任用職員管理費	1,652
								3 職員手当 等	4,459		
								4 共済費	8,700		
3 義務教育 振興費	150,211	3,335	153,546				3,335	1 報酬	2,965	会計年度任用職員管理費	
								3 職員手当 等	370		
4 教育研修 センター 費	31,149	△ 241	30,908				△ 241	1 報酬	332	職員配置替え等により	△ 775
								2 給料	△ 386	会計年度任用職員管理費	534
								3 職員手当 等	244		
								4 共済費	△ 431		
計	614,581	17,751	632,332				17,751				

第10款 教育費
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 小学校管 理費	387,494	1,930	389,424				1,930	2 給料	2,444	職員配置替え等により 会計年度任用職員管理費	<u>△ 487</u> <u>2,417</u>
								3 職員手当 等	△ 544		
								4 共済費	30		
								計	395,422		

第10款 教育費
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 中学校管 理費	354,160	2,130	356,290				2,130	2 給料	1,826	職員配置替え等により 会計年度任用職員管理費	<u>122</u> <u>2,008</u>
								3 職員手当 等	115		
								4 共済費	189		
								計	360,690		

第10款 教育費
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 社会教育 総務費	63,795	35,376	99,171				35,376	1 報酬	349	職員配置替え等により 一般職5人 会計年度任用職員管理費	<u>34,989</u> <u>387</u>
								2 給料	16,071		
								3 職員手当 等	11,612		
								4 共済費	7,344		
2 公民館費	137,209	157	137,366				157	1 報酬	2,526	職員配置替え等により 一般職△1人 会計年度任用職員管理費	<u>△ 2,906</u> <u>3,063</u>
								2 給料	△ 2,327		
								3 職員手当 等	△ 26		
								4 共済費	△ 16		

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
3 図書館費	255,954	△ 9,762	246,192				△ 9,762	1 報酬	3,231	職員配置替え等により 一般職△2人 会計年度任用職員管理費 3,450
								2 給料	△ 7,207	
								3 職員手当 等	△ 3,039	
								4 共済費	△ 2,783	
								8 旅費	36	
4 文化振興 費	78,942	156	79,098				156	2 給料	139	会計年度任用職員管理費
								3 職員手当 等	17	
計	786,990	25,927	812,917				25,927			

第10款 教育費
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	70,433	6,640	77,073				6,640	2 給料	3,492	職員配置替え等により 一般職1人
								3 職員手当 等	613	
								4 共済費	2,535	
3 学校給食 費	827,600	3,792	831,392				3,792	2 給料	3,792	会計年度任用職員管理費
計	1,357,211	10,432	1,367,643				10,432			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般 財源
				国 県 支 出 金	地方債	その他	
	43,228,355	393,061	43,621,416	10,651	37,400	4,844	340,166

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	通 勤 手 当 等	期 末 手 当	寒 冷 地 手 当	計				
補 正 後	長 等	3	0	25,271	48	7,391	229	32,939	9,912	42,851	
	議 員	22	91,806	0	0	29,492	0	121,298	28,275	149,573	
	そ の 他 の 特 別 職	3,156	89,788	0	0	0	0	89,788	0	89,788	
	計	3,181	181,594	25,271	48	36,883	229	244,025	38,187	282,212	
補 正 前	長 等	3	0	25,908	168	8,421	229	34,726	9,816	44,542	
	議 員	22	91,806	0	0	29,492	0	121,298	28,275	149,573	
	そ の 他 の 特 別 職	3,156	89,788	0	0	0	0	89,788	0	89,788	
	計	3,181	181,594	25,908	168	37,913	229	245,812	38,091	283,903	
比 較	長 等	0	0	△ 637	△ 120	△ 1,030	0	△ 1,787	96	△ 1,691	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	△ 637	△ 120	△ 1,030	0	△ 1,787	96	△ 1,691	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(706) 457	461,083	1,869,870	1,047,221	3,378,174	975,404	4,353,578	
補 正 前	(692) 466	422,666	1,866,571	1,043,551	3,332,788	954,487	4,287,275	
比 較	(14) △ 9	38,417	3,299	3,670	45,386	20,917	66,303	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	41,088	25,147	1,706	50,625	427,490	277,434	27,219	26,999	151,873	22,300	33
	補 正 前	43,284	23,618	1,632	49,096	429,505	276,311	27,435	29,964	141,723	25,655	21
	比 較	△ 2,196	1,529	74	1,529	△ 2,015	1,123	△ 216	△ 2,965	10,150	△ 3,355	12

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）数及び会計年度任用職員のうち、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会 計 年 度 任 用 職 員 以 外 の 職 員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(19) 439	1,666,702	970,272	2,636,974	871,069	3,508,043	
補 正 前	(22) 448	1,675,488	970,840	2,646,328	850,152	3,496,480	
比 較	(△3) △ 9	△ 8,786	△ 568	△ 9,354	20,917	11,563	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	41,088	19,737	1,706	50,625	361,466	277,434	27,219	26,999	146,358	22,300	33
	補 正 前	43,284	18,212	1,632	49,096	367,104	276,311	27,435	29,964	136,819	25,655	21
	比 較	△ 2,196	1,525	74	1,529	△ 5,638	1,123	△ 216	△ 2,965	9,539	△ 3,355	12

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)			
補正後	(687) 18	461,083	203,168	76,949	741,200	104,335	845,535	
補正前	(670) 18	422,666	191,083	72,711	686,460	104,335	790,795	
比較	(17) 0	38,417	12,085	4,238	54,740	0	54,740	

職員 手当等 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手当	住居手当	時間外 勤務手当	児童手当	管理職員 特別勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	0	5,410	0	0	66,024	0	0	0	5,515	0	0
	補正前	0	5,406	0	0	62,401	0	0	0	4,904	0	0
	比較	0	4	0	0	3,623	0	0	0	611	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	3,299	昇級に伴う 増減分	0		
		給与改定に伴う 増減分	21,478	・給与改定 改定率1.18% 給与改定実施時期 R5年4月 21,478 千円	
		その他の増減分	△ 18,179	・職員異動状況 会計年度任用職員以外の職員 補正後 439 人 補正前 448 人 比較 △ 9 人 会計年度任用職員以外の職員 (定年前再任用短時間勤務職員) 補正後 19 人 補正前 22 人 比較 △ 3 人 ・人事交流、中途退職、育児休業等 △30,264 千円 ・会計年度任用職員 12,085 千円	
職 員 手 当 等	3,670	昇級に伴う 増減分	0		
		制度改正に伴う 増減分	25,182	期末手当 9,491 時間外勤務手当 1,122 勤勉手当 14,569	
		その他の増減分	△ 21,512	・会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 △ 2,196 通勤手当 1,525 特殊勤務手当 74 管理職手当 1,529 期末手当 △ 15,129 勤勉手当 △ 13,446 寒冷地手当 △ 216 住居手当 △ 2,965 時間外勤務手当 8,417 児童手当 △ 3,355 管理職員特別勤務手当 12 ・会計年度任用職員 通勤手当 4 期末手当 3,623 時間外勤務手当 611	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分		一般行政職	医療職 (一)	医療職 (二)	教育職	技能労務職
令和5年12月1日現在	平均給料月額 (円)	294,197	323,820	292,303	394,613	346,783
	平均給与月額 (円)	340,393	355,690	331,961	492,090	369,907
	平均年齢 (歳)	39.7	44.5	39.3	47.3	56.1
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	293,207	323,820	283,252	401,563	348,986
	平均給与月額 (円)	346,282	375,399	329,092	462,049	377,271
	平均年齢 (歳)	40.6	43.5	39.5	50.0	55.8

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	166,600				164,000
大学卒	196,200	202,800	228,500	219,700	

(国の制度)

区分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	166,600				164,000
大学卒	196,200	202,800	228,500		

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			医療職(1)			医療職(2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年 12月1日 現在	7級	24	6.0	5級	3	60.0	5級	6	31.6	3級	1	12.5	5級	4	66.7
	6級	24	6.0	4級			4級	3	15.8	2級	1	12.5	4級	2	33.3
	5級	58	14.5	3級	1	20.0	3級	3	15.8	1級	6	75.0	3級		
	4級	51	12.7	2級	1	20.0	2級	7	36.8				2級		
	3級	105	26.2	1級			1級						1級		
	2級	94	23.4												
	1級	45	11.2												
	計	401	100.0	計	5	100.0	計	19	100.0	計	8	100.0	計	6	100.0
区分	一般行政職			医療職(1)			医療職(2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年 1月1日 現在	7級	24	6.1	5級	3	60.0	5級	7	33.3	3級	1	12.5	5級	5	71.4
	6級	17	4.3	4級			4級	3	14.3	2級	1	12.5	4級	2	28.6
	5級	64	16.2	3級	1	20.0	3級	4	19.1	1級	6	75.0	3級		
	4級	52	13.2	2級	1	20.0	2級	7	33.3				2級		
	3級	99	25.1	1級			1級						1級		
	2級	94	23.8												
	1級	45	11.3												
	計	395	100.0	計	5	100.0	計	21	100.0	計	8	100.0	計	7	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	部長	政策推進監	課長	主幹	主任主査	主任	主事

工 昇給

区 分	合 計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職 員 数 (A) (人)	439	401	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	437	401	4	
	号級数別内訳	1号給 (人)	2		1
		2号給 (人)	39	38	1
		3号給 (人)	16	15	
		4号給 (人)	376	344	2
		6号給 (人)	4	4	
		8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	99.5	100.0	66.7		
補正前	職 員 数 (A) (人)	448	406	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	446	406	4	
	号級数別内訳	1号給 (人)			1
		2号給 (人)	40	36	1
		3号給 (人)	15	14	
		4号給 (人)	391	356	2
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	99.6	100.0	66.7		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.175) 2.175	(1.175) 2.225	(2.350) 4.400	有	
前 年 度	(1.150) 2.125	(1.200) 2.225	(2.350) 4.350	有	
国 の 制 度	(1.150) 2.200	(1.200) 2.300	(2.350) 4.500	有	

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~4.5%加算) ・職務の級に応じた調整額	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~4.5%加算) ・職務の級に応じた調整額	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種
		一 般 行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和5年12月1日現在)	6.2	6.8
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	福祉現業手当、税務手当
	多くの職員に支給されている手当	福祉現業手当、税務手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	交通用具による通勤手段のうち、自動車による通勤の場合

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
むつ市心身障害者ふれあいの家指定管理料 (障がい福祉課)	11,097			令和6年度 から令和8 年度まで	限度額に 同じ				11,097
放課後児童健全育成事業業務委託料 (子ども家庭課)	465,156			令和5年度 から令和8 年度まで	限度額に 同じ	256,230			208,926
むつ市奥薬研修景公園、むつ市営業研温泉露天風呂指定管理料 (観光・シティプロモーション推進課)	51,248			令和6年度 から令和10 年度まで	限度額に 同じ				51,248
市道等維持事業 (土木維持課)	46,402			令和5年度 から令和6 年度まで	限度額に 同じ		44,500		1,902
むつ市海と森ふれあい体験館指定管理料 (生涯学習課)	30,039			令和6年度 から令和8 年度まで	限度額に 同じ				30,039

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	37,120,827	36,257,561	5,969,593	37,400	6,006,993	4,217,161		4,217,161	38,009,993	37,400	38,047,393
(1)総務	17,992,591	16,742,440	831,893		831,893	2,097,602		2,097,602	15,476,731		15,476,731
(2)民生	485,903	499,574	104,400		104,400	34,179		34,179	569,795		569,795
(3)衛生	551,567	935,957	1,253,200		1,253,200	75,075		75,075	2,114,082		2,114,082
(4)農林水産業	1,385,197	1,369,977	168,400		168,400	204,607		204,607	1,333,770		1,333,770
(5)商工	108,036	99,656	39,800		39,800	15,986		15,986	123,470		123,470
(6)土木	4,478,731	4,346,427	788,000	37,400	825,400	517,322		517,322	4,617,105	37,400	4,654,505
(7)公営住宅	1,281,310	1,728,497	975,300		975,300	171,260		171,260	2,532,537		2,532,537
(8)消防	1,521,829	1,415,821	824,900		824,900	134,135		134,135	2,106,586		2,106,586
(9)教育	7,987,438	7,819,241	895,400		895,400	867,242		867,242	7,847,399		7,847,399
(10)公営企業	1,328,225	1,299,971	88,300		88,300	99,753		99,753	1,288,518		1,288,518
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,689,007	2,804,517	349,700		349,700	262,791		262,791	2,891,426		2,891,426
2. 災害復旧債	61,336	119,800							119,800		119,800
(1)公共施設	920										
(2)衛生											
(3)農林水産業											
(4)土木	59,554	119,800							119,800		119,800
(5)商工											
(6)教育	862										
合計	37,182,163	36,377,361	5,969,593	37,400	6,006,993	4,217,161		4,217,161	38,129,793	37,400	38,167,193

議案第99号

令和5年度

むつ市介護保険特別会計
補正予算書

む つ 市

令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算

令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,902,918千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出

むつ市長 山本知也

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		1,261,769	6,820	1,268,589
	1 一般会計繰入金	1,053,348	6,820	1,060,168
歳入合計		6,896,098	6,820	6,902,918

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		98,355	6,820	105,175
	1 総務管理費	1,118	6,820	7,938
歳出合計		6,896,098	6,820	6,902,918

介護保険特別会計 補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 保 険 料	1,274,931	0	1,274,931
2 分 担 金 及 び 負 担 金	21,805	0	21,805
3 使 用 料 及 び 手 数 料	200	0	200
4 国 庫 支 出 金	1,631,350	0	1,631,350
5 支 払 基 金 交 付 金	1,758,015	0	1,758,015
6 県 支 出 金	948,007	0	948,007
7 財 産 収 入	8	0	8
8 繰 入 金	1,261,769	6,820	1,268,589
9 諸 収 入	13	0	13
歳 入 合 計	6,896,098	6,820	6,902,918

(歳 出)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県支出金	地方債	その他	
1 総 務 費	98,355	6,820	105,175			6,820	
2 保 険 給 付 費	6,363,614	0	6,363,614				
3 地 域 支 援 事 業 費	270,682	0	270,682				
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
5 基 金 積 立 金	8	0	8				
6 公 債 費	1,395	0	1,395				
7 諸 支 出 金	157,043	0	157,043				
8 予 備 費	5,000	0	5,000				
歳 出 合 計	6,896,098	6,820	6,902,918			6,820	

歳入

第8款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 その他一般会 計繰入金	215,752	6,820	222,572	1 事務費繰入金	6,820	事務費繰入金
計	1,053,348	6,820	1,060,168			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
		6,896,098	6,820	6,902,918

歳 出

第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	1,118	6,820	7,938			6,820		12 委託料	6,820	介護保険事務処理システム 改修業務委託料
計	1,118	6,820	7,938			6,820				

(単位 千円)

歳 出 合 計	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国・県 支出金	地方債	その他		
	6,896,098	6,820	6,902,918			6,820		

議案第100号

令和5年度

むつ市水道事業会計補正予算書

令和5年度 むつ市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度むつ市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,718,445 千円	21,238 千円	1,739,683 千円
第1項 営業費用	1,542,034 千円	21,238 千円	1,563,272 千円

令和5年11月28日提出

む つ 市 長 山 本 知 也

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の2の規定による予算に関する説明書

1. 令和5年度 むつ市水道事業会計 予算実施計画	6 頁
2. 令和5年度 むつ市水道事業 予定キャッシュ・フロー計算書	7 頁
3. 給 与 費 明 細 書	8 頁
4. 令和5年度 むつ市水道事業 予定貸借対照表	12 頁
5. 注 記 表	14 頁

令和5年度 むつ市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			1,718,445	21,238	1,739,683	
	1 営業費用		1,542,034	21,238	1,563,272	
		1 原水及び 浄水費	409,974	902	410,876	職員給与費の増額
		2 配水及び 給水費	135,284	19,308	154,592	職員給与費及び物件費の増額
		3 業務費	98,220	152	98,372	職員給与費の増額
		4 総係費	104,543	876	105,419	職員給与費の増額

令和5年度 むつ市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	4,312
減価償却費	782,013
固定資産除却費	10,000
引当金の増減額	721
貸倒引当金の増減額	2,020
長期前受金戻入額	△ 289,522
控除対象外消費税額	8,878
受取利息	△ 6
支払利息	139,660
未収金の増減額	△ 45
貯蔵品の増減額	△ 17,728
未払金の増減額	△ 17,248
未払消費税等の増減	△ 11,981
預り金の増減	△ 4,486
小計	<u>606,588</u>
利息の受取額	6
利息の支払額	<u>△ 139,660</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>466,934</u>

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 954,279
国庫補助金等による収入	125,800
一般会計からの繰入金による収入	<u>171,144</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 657,335</u>

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	722,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 892,279</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 170,079</u>

IV 資金増加額 (又は減少額) △ 360,480

V 資金期首残高 798,003

VI 資金期末残高 437,523

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計		
補 正 後	1	(5) 20	0	98,665	51,621	150,286	48,571	198,857
補 正 前	1	(5) 20	0	97,499	48,549	146,048	48,571	194,619
比 較	0	(0) 0	0	1,166	3,072	4,238	0	4,238

※ ()内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）数及び会計年度任用職員のうち、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職	扶 養	住 居	通 勤	特 殊	寒冷地	時間外	期 末	勤 勉	児 童
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
	補正後	4,111	1,170	480	1,239	946	1,415	4,315	22,062	14,803	1,080
	補正前	3,715	1,092	636	1,087	1,068	1,326	3,429	21,440	14,066	690
	比 較	396	78	△ 156	152	△ 122	89	886	622	737	390

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計		
補 正 後	1	(2) 20	0	95,367	51,158	146,525	47,770	194,295
補 正 前	1	(2) 20	0	93,041	47,845	140,886	47,770	188,656
比 較	0	(0) 0	0	2,326	3,313	5,639	0	5,639

※ ()内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職	扶 養	住 居	通 勤	特 殊	寒冷地	時間外	期 末	勤 勉	児 童
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
	補正後	4,111	1,170	480	1,083	946	1,415	4,315	21,755	14,803	1,080
	補正前	3,715	1,092	636	906	1,068	1,326	3,429	20,917	14,066	690
	比 較	396	78	△ 156	177	△ 122	89	886	838	737	390

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計		
補 正 後	(2) 0	0	3,298	463	3,761	801	4,562
補 正 前	(3) 0	0	4,458	704	5,162	801	5,963
比 較	(△ 1) 0	0	△ 1,160	△ 241	△ 1,401	0	△ 1,401

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職	扶 養	住 居	通 勤	特 殊 勤 務	寒 冷 地	時 間 外 勤 務	期 末	勤 勉	児 童
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
	補正後	0	0	0	156	0	0	0	307	0	0
	補正前	0	0	0	181	0	0	0	523	0	0
	比 較	0	0	0	△ 25	0	0	0	△ 216	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	1,166	給与改定に伴う増減分	1,861 給与改定 ・初任給及び若年層の給料月額 実施時期 令和5年4月	
		その他の増減分	△ 695 職員数の異動状況 (会計年度任用職員以外の職員) 補正後 23人 補正前 23人 増減 0人 (会計年度任用職員) 2人 3人 △1人 ○職員数の変動に係る増減分 △695千円	
手 当	3,072	その他の増減分	3,072 ・会計年度任用職員以外の職員 管理職手当 396千円 扶養手当 78千円 住居手当 △156千円 通勤手当 177千円 特殊勤務手当 △122千円 寒冷地手当 89千円 時間外勤務手当 886千円 期末手当 838千円 勤勉手当 737千円 児童手当 390千円 ・会計年度任用職員 通勤手当 △25千円 期末手当 △216千円	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	事 務 ・ 技 術 企 業 職	
	令和5年12月1日現在	平均給料月額
平均給与月額		401,200円
平均年齢		48.6歳
令和5年1月1日現在	平均給料月額	337,304円
	平均給与月額	366,405円
	平均年齢	47.4歳

(2) 初任給

区 分	企 業 職	一 般 会 計 の 制 度
		一 般 行 政 職
高 校 卒	154,600円	154,600円
大 学 卒	185,200円	185,200円

(3) 級別職員数(企業職)

令和5年12月1日			令和5年1月1日		
区 分	職員数(人)	構成比(%)	区 分	職員数(人)	構成比(%)
7 級	1	5.0	7 級	1	5.0
6 級	2	10.0	6 級	2	10.0
5 級	6	30.0	5 級	5	25.0
4 級	3	15.0	4 級	4	20.0
3 級	6	30.0	3 級	4	20.0
2 級	2	10.0	2 級	4	20.0
1 級		0.0	1 級		0.0
計	20	100.0	計	20	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
企 業 職	局 長	政策推進監	課 長	主 幹	主任主査	主 任	主 事

(4) 昇 給

区 分		企 業 職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	20		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	20		
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)		
		2 号 給 (人)	6	
		3 号 給 (人)		
		4 号 給 (人)	14	
		6 号 給 (人)		
	8 号 給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	100.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	20		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	20		
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)		
		2 号 給 (人)	5	
		3 号 給 (人)		
		4 号 給 (人)	15	
		6 号 給 (人)		
	8 号 給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	100.0			

(5) 特殊勤務手当

区 分		企 業 職
給料総額に対する比率		1.0 %
支給対象職員の比率 (令和5年12月1日 現在)		60.0 %
支給対象職員1人当たり平均支給月額		5,917 円
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	水道作業手当
	多くの職員に支給されている手当	水道作業手当

(6) 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	(1.175)	(1.175)	(2.350)	有
	2.175	2.225	4.400	
前 年 度	(1.175)	(1.175)	(2.350)	有
	2.175	2.175	4.350	
一般会計の制度	(1.175)	(1.175)	(2.350)	有
	2.175	2.225	4.400	

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員の標準的な支給率

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) 職務の級に応じた調整額	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) 職務の級に応じた調整額	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容
扶養手当	同	じ	
住居手当	同	じ	
通勤手当	同	じ	

令和5年度 むつ市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		486,521	
ロ 建 物	2,235,761		
減価償却累計額	<u>△ 1,295,202</u>	940,559	
ハ 構 築 物	28,456,735		
減価償却累計額	<u>△ 13,898,594</u>	14,558,141	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,174,855		
減価償却累計額	<u>△ 2,717,161</u>	1,457,694	
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	296,795		
減価償却累計額	<u>△ 237,838</u>	58,957	
ヘ 車 両 運 搬 具	54,585		
減価償却累計額	<u>△ 43,601</u>	10,984	
ト 建 設 仮 勘 定		449,377	
有形固定資産合計			17,962,233

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		<u>1,699</u>	
無形固定資産合計			<u>1,699</u>
固定資産合計			17,963,932

2. 流動資産

(1) 現金・預金		437,523	
(2) 未収金	147,554		
貸倒引当金	<u>△ 2,877</u>	144,677	
(3) 貯蔵品		<u>41,904</u>	
流動資産合計			<u>624,104</u>
資産合計			<u><u>18,588,036</u></u>

負 債 の 部

3. 固定負債

(1) 企業債		10,087,657	
固定負債合計			10,087,657

4. 流動負債

(1) 企業債		887,625	
(2) 未払金			
イ 未 払 金	15,633		
ロ 未払消費税等	<u>△ 11,265</u>		
未払金合計		4,368	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	12,039		
ロ 法定福利費引当金	<u>2,361</u>		
引当金合計		14,400	
(4) 預り金		<u>8,138</u>	
流動負債合計			914,531

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 受贈財産評価額	511,068		
収益化累計額	<u>△ 332,279</u>	178,789	
ロ 工事負担金	465,341		
収益化累計額	<u>△ 197,359</u>	267,982	
ハ 国庫補助金	3,563,615		
収益化累計額	<u>△ 1,841,791</u>	1,721,824	
ニ 県補助金	68,681		
収益化累計額	<u>△ 32,523</u>	36,158	
ホ 一般会計負担金	4,580,571		
収益化累計額	<u>△ 3,053,340</u>	1,527,231	
ヘ 建設仮勘定長期前受金		<u>32,925</u>	
長期前受金合計			<u>3,764,909</u>
繰延収益合計			<u>3,764,909</u>
負債合計			<u>14,767,097</u>

資 本 の 部

6. 資本金 3,098,961

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	4,958	
ロ 寄附金	700	
ハ 工事負担金	217,862	
ニ 国庫補助金	131,408	
ホ 県補助金	0	
ヘ 一般会計負担金	<u>179,248</u>	
資本剰余金合計		534,176

(2) 利益剰余金

イ 利益積立金	139,181	
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>48,621</u>	
利益剰余金合計		<u>187,802</u>
剰余金合計		<u>721,978</u>
資本合計		<u>3,820,939</u>
負債資本合計		<u>18,588,036</u>

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数
 - 建 物 15～50年
 - 構築物 40年
 - 機械及び装置 8～15年
 - 工具、器具、備品 4～15年
 - 車両運搬具 4～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

- ・減価償却の方法 定額法による。

(3) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、退職手当組合に加入しており、水道事業会計は一般会計を通じて、当該組合に負担金を拠出しているが、一般会計との取り決めにより、水道事業会計が一般会計に対して負担金を拠出して以降の追加的負担は全額一般会計において措置することとなっているため、水道事業会計においては退職給付引当金を計上せず、拠出時に費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損率により回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

該当なし

Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は次のとおりである。

令和4年度末	3,118,861,727円
令和5年度末	3,360,510,278円

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として35,310,420円を支給することとなったため、賞与引当金10,584,780円を取り崩した。

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当として36,865,080円を支給することとなったため、賞与引当金11,494,733円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として6,735,135円を支出することとなったため、法定福利費引当金2,043,068円を取り崩した。

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として7,071,190円を支出することとなったため、法定福利費引当金2,184,391円を取り崩した。

Ⅳ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

議案第101号

令和5年度

むつ市下水道事業会計補正予算書

令和5年度 むつ市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度むつ市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度むつ市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	下水道事業収益	1,042,910 千円	12,454 千円	1,055,364 千円
第2項	営業外収益	889,717 千円	12,454 千円	902,171 千円
支 出				
	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	下水道事業費用	1,004,707 千円	13,701 千円	1,018,408 千円
第1項	営業費用	862,077 千円	13,701 千円	875,778 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 245,868千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 34,112千円、過年度分損益勘定留保資金 46,214千円、当年度分損益勘定留保資金 80,014千円及び減債積立金 85,528千円で補填するものとする。）。

収 入				
	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	1,003,237 千円	△ 12,454 千円	990,783 千円
第3項	一般会計負担金	303,644 千円	△ 12,454 千円	291,190 千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条に定めた下水道事業の運営に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、157,033千円から 169,487千円に補正する。

令和5年11月28日 提出

むつ市長 山本知也

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の2の規定による予算に関する説明書

1. 令和5年度	むつ市下水道事業会計 予算実施計画	6 頁
2. 令和5年度	むつ市下水道事業 予定キャッシュ・フロー計算書	7 頁
3. 令和5年度	むつ市下水道事業 予定貸借対照表	8 頁
4. 注 記 表		10 頁

令和5年度 むつ市下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			1,042,910	12,454	1,055,364	
	2 営業外収益		889,717	12,454	902,171	
		1 補助金	157,033	12,454	169,487	一般会計からの営業助成金の増額

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			1,004,707	13,701	1,018,408	
	1 営業費用		862,077	13,701	875,778	
		2 処理場費	196,175	13,701	209,876	処理場施設の維持管理に要する費用（動力費等）の増額

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			1,003,237	△ 12,454	990,783	
	3 一般会計 負担金		303,644	△ 12,454	291,190	
		1 一般会計 負担金	303,644	△ 12,454	291,190	企業債償還金及び資本的収支財源不足分に充てる一般会計負担金の減額

令和5年度 むつ市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	0
減価償却費	570,373
固定資産除却費	107
引当金の増減額	△ 1
貸倒引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 373,954
控除対象外消費税額	28,028
受取利息	0
支払利息	114,602
未収金の増減額	△ 84,287
未払金の増減額	△ 1,185
未払消費税等の増減	0
小計	<u>253,683</u>
利息の受取額	0
利息の支払額	<u>△ 114,602</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	139,081

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 644,293
国庫補助金等による収入	159,450
一般会計からの繰入金による収入	273,737
受益者負担金及び分担金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 211,106</u>

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	250,000
一時借入金の返済による支出	△ 250,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	724,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 758,359</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,259

IV 資金増加額 (又は減少額) △ 106,284

V 資金期首残高 221,785

VI 資金期末残高 115,501

令和5年度 むつ市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		571,099		
ロ 建 物	5,172,244			
減価償却累計額	<u>△ 472,265</u>	4,699,979		
ハ 構 築 物	15,418,796			
減価償却累計額	<u>△ 1,503,480</u>	13,915,316		
ニ 機 械 及 び 装 置	977,469			
減価償却累計額	<u>△ 608,753</u>	368,716		
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	11,197			
減価償却累計額	<u>△ 8,246</u>	2,951		
ヘ 車 両 運 搬 具	2,271			
減価償却累計額	<u>△ 884</u>	1,387		
ト 建 設 仮 勘 定		<u>0</u>		
有形固定資産合計			19,559,448	
固定資産合計				19,559,448

2. 流動資産

(1) 現金・預金			115,501	
(2) 未 収 金		117,774		
貸倒引当金		<u>△ 809</u>	<u>116,965</u>	
流動資産合計				<u>232,466</u>
資産合計				<u>19,791,914</u>

負 債 の 部

3. 固定負債

(1) 企 業 債			8,937,399	
固定負債合計				8,937,399

4. 流動負債

(1) 企 業 債			731,040	
(2) 未 払 金				
イ 未 払 金		21,421		
ロ 未払消費税等		<u>0</u>		
未払金合計			21,421	
(3) 引 当 金				
イ 賞与引当金		4,570		
ロ 法定福利費引当金		<u>810</u>		
引当金合計			<u>5,380</u>	
流動負債合計				757,841

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 受贈財産評価額	1,351,506		
収益化累計額	<u>△ 287,339</u>	1,064,167	
ロ 工事負担金	10,084		
収益化累計額	<u>△ 473</u>	9,611	
ハ 受益者負担金分担金	401,701		
収益化累計額	<u>△ 91,559</u>	310,142	
ニ 国庫補助金	7,502,391		
収益化累計額	<u>△ 853,875</u>	6,648,516	
ホ 県補助金	300,124		
収益化累計額	<u>△ 54,202</u>	245,922	
ヘ 一般会計負担金	1,403,103		
収益化累計額	<u>△ 556,742</u>	846,361	
ト 建設仮勘定長期前受金		<u>0</u>	
長期前受金合計			9,124,719
繰延収益合計			<u>9,124,719</u>
負債合計			<u>18,819,959</u>

資 本 の 部

6. 資本金

514,143

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	266,145	
ロ 受益者負担金及び分担金	3,843	
ハ 国庫補助金	60,934	
ニ 県補助金	3,523	
ホ 一般会計負担金	<u>36,893</u>	
資本剰余金合計		371,338

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金	0	
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>86,474</u>	
利益剰余金合計		<u>86,474</u>

剰余金合計		<u>457,812</u>
資本合計		<u>971,955</u>
負債資本合計		<u><u>19,791,914</u></u>

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法	定額法による。
・主な耐用年数	
建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	8～15年
工具、器具、備品	4～15年
車両運搬具	4～5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、退職手当組合に加入しており、下水道事業会計は一般会計を通じて、当該組合に負担金を拠出しているが、一般会計との取り決めにより、下水道事業会計が一般会計に対して負担金を拠出して以降の追加的負担は全額一般会計において措置することとなっているため、下水道事業会計においては退職給付引当金を計上せず、拠出時に費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損率により回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

該当なし

III. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は次のとおりである。

令和4年度末	3,426,481千円
令和5年度末	3,524,983千円

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として13,310,337円を支給することとなったため、賞与引当金4,326,074円を取り崩した。

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当として13,963,768円を支給することとなったため、賞与引当金4,404,706円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として2,339,588円を支出することとなったため、法定福利費引当金749,915円を取り崩した。

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として2,508,928円を支出することとなったため、法定福利費引当金802,511円を取り崩した。

IV. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び漁業集落排水事業を運営していることから、それらを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	むつ及び大畑処理区における汚水処理に関する業務
特定環境保全公共下水道事業	川内及び脇野沢処理区における汚水処理に関する業務
漁業集落排水事業	九艘泊及び寄浪・蛸田地区漁業集落における汚水処理に関する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位：千円）

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	漁業集落排水事業	合計
営業収益	102,659	35,253	1,430	139,342
営業費用	597,860	225,645	29,971	853,476
営業損益	△495,201	△190,392	△28,541	△714,134
経常損益	0	0	0	0
セグメント資産	14,908,425	4,484,241	399,248	19,791,914
セグメント負債	14,617,550	3,855,688	346,721	18,819,959
その他の項目				
他会計繰入金	538,468	219,012	16,517	773,997
減価償却費	401,115	152,818	16,443	570,376
特別利益	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の増減額	223,849	△133,594	△16,442	73,813

むつ市議会第258回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表

目

次

議案第 8 4 号	むつ市部設置条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
議案第 8 5 号	むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
	第 1 条のむつ市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表	9
	第 2 条のむつ市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表	9
	第 3 条の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 新旧対照表	11
	第 4 条のむつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表	12
	附則第 5 項によるむつ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表	12
議案第 8 6 号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第 1 条による改正	15
	第 2 条による改正	15
議案第 8 7 号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第 1 条による改正	17
	第 2 条による改正	17
議案第 8 8 号	むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	19
議案第 8 9 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	23

議案第 8 4 号参考資料

むつ市部設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>政策推進部</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>市民生活部</u></p> <p>(5) <u>健康福祉部</u></p> <p>(6) <u>子どもみらい部</u></p> <p>(7) <u>産業政策部</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第 2 条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>市政の広報に関すること。</u></p> <p>ク <u>デジタル化に関すること。</u></p> <p>ケ・コ (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>企画政策部</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>民生部</u></p> <p>(5) <u>福祉部</u></p> <p>(6) <u>健康づくり推進部</u></p> <p>(7) <u>子どもみらい部</u></p> <p>(8) <u>経済部</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第 2 条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>電子情報システムに関すること。</u></p> <p>ク・ケ (略)</p>

(2) 政策推進部

ア～オ (略)

カ 市政の広聴に関すること。

キ (略)

ク 交通政策に関すること。

(3) (略)

(4) 市民生活部

ア (略)

イ 国民健康保険に関すること。

ウ 後期高齢者医療に関すること。

エ 国民年金に関すること。

オ～ケ (略)

(5) 健康福祉部

ア・イ (略)

ウ 保健に関すること。

(6) (略)

(7) 産業政策部

ア～カ (略)

(2) 企画政策部

ア～オ (略)

カ 市政の広報及び広聴に関すること。

キ (略)

(3) (略)

(4) 民生部

ア (略)

イ～カ (略)

(5) 福祉部

ア・イ (略)

(6) 健康づくり推進部

ア 保健に関すること。

イ 国民健康保険に関すること。

ウ 老人医療に関すること。

エ 後期高齢者医療に関すること。

オ 国民年金に関すること。

(7) (略)

(8) 経済部

ア～カ (略)

(8) (略)

(9) 建設技術部

ア 建築工事に関する事。

イ 土木工事に関する事。

(9) (略)

(10) 建設技術部

ア 公共工事に関する事。

イ 建築に関する事。

議案第 8 5 号参考資料

むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条のむつ市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 2 1 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 2 1 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

第 2 条のむつ市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第23条の2 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。）のうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第23条の3 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第23条の2 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。）のうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第23条の3 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2</p>

<p>号に掲げる職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>号に掲げる職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

第3条の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第8条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。）のうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である単純労務者の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第8条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。）のうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である単純労務者の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第9条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である単純労務者の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第9条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である単純労務者の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>

第4条のむつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第22条 企業職員で会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。)であるもののうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第23条 企業職員で会計年度任用職員であるもののうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第22条 企業職員で会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。)であるもののうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第23条 企業職員で会計年度任用職員であるもののうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>

附則第5項による改正(むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表)

改 正 案	現 行
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしてい</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしてい</p>

る職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

る職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

議案第86号参考資料

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。</p>

第2条による改正

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例</p>	<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例</p>

第18条第2項中「 $100分の122.5$ 」とあるのは「 $100分の16.5$ 」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に $100分の20$ を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

第18条第2項中「 $100分の122.5$ 」とあるのは「 $100分の167.5$ 」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に $100分の20$ を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

議案第 87 号参考資料

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した者)においては、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した者)においては、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第 2 条による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 (略)</p>

2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

議案第 8 8 号参考資料

むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>水道作業手当</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p><u>(水道作業手当)</u></p> <p>第 6 条 <u>水道作業手当は、脇野沢地区において職員が水道作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、1月につき6, 000円とする。</u></p>
<p>(感染症等防疫作業手当)</p> <p>第 6 条 <u>感染症等防疫作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>(1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（4類感染症を除く。）の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所若しくは飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒作業又はねずみ族、昆虫等の駆除作業（これらの作業のうち次号の作業を除く。）</u></p> <p>(2) <u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等</u></p>	<p>(感染症等防疫作業手当)</p> <p>第 7 条 感染症等防疫作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（4類感染症を除く。<u>以下「感染症」という。</u>）の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の消毒作業</p> <p>(2) <u>感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等の駆除作業</u></p>

で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で市長が定めるもの

(3) (略)

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号及び第3号の作業 作業に従事した日1日につき300円
(同号の作業のうち家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他市長が定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却、汚染物品の焼却、埋却若しくは消毒又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合は、作業に従事した日1日につき600円)

(2) 前項第2号の作業 作業に従事した日1日につき4,000円
(死体処理作業手当)

第7条 (略)

(税及び税外収入徴収手当)

第8条 (略)

(特殊勤務手当の額の特例)

第9条 (略)

(特殊勤務手当の支給)

第10条 (略)

(3) 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒作業

(4) (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とする。

(死体処理作業手当)

第8条 (略)

(税及び税外収入徴収手当)

第9条 (略)

(特殊勤務手当の額の特例)

第10条 (略)

(特殊勤務手当の支給)

第11条 (略)

(委任)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

議案第 8 9 号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第 2 4 条の 3 0 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。